

商店街空き店舗にてお店を始める事業者の皆様へ

活力ある商店街支援事業 のご案内

賃料の一部を最大3年間補助します

補助金額について

毎月の賃料（税別）を下表の割合にて負担いたします。

区分	1年目	2年目	3年目
・アパレル産業 ・新規創業者（クリエイティブ産業に限る）	8/12	6/12	4/12
その他一般店舗	6/12	4/12	2/12

1,000円未満切り捨て / 月額上限あり

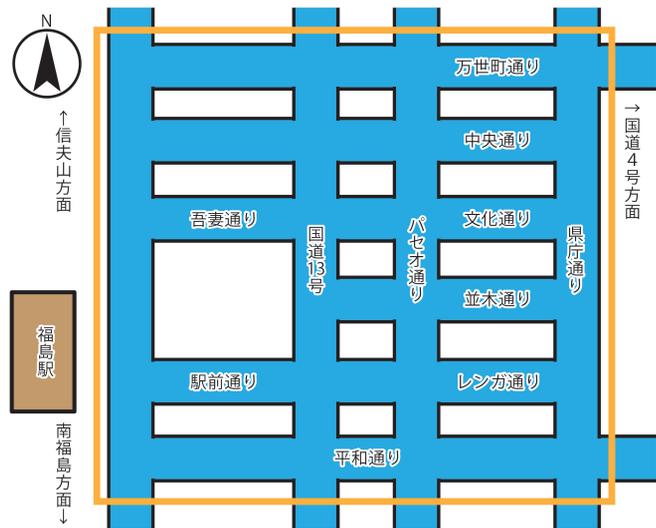
※クリエイティブ産業とは

→ソフトウェア業、AI、ロボット、医療機器産業、インターネット業、映像・音声・情報制作、広告・広告制作業、デザイン・建築設計業

※ご利用頂くには、所定の審査がございます。また敷金や礼金、仲介手数料などは対象になりませんので、ご注意ください。

空き店舗について

概ね下図MAPを基準とした、中心部の商店街地域にある空き店舗が対象となります。



出店希望先の空き店舗をお探しいただき、**契約前**にお申込みください。

なお、空き店舗は下記条件を満たす必要があります。

- ・1階路面店である
- ・6ヶ月以上空き店舗となっている

※物件所有者あるいは仲介業者に、空き店舗期間証明書を記入していただく必要があります。

※物件契約後のお申込みについては、補助対象外となります。

※予算状況によって、早めに受付終了する場合がございます。

事業内容について

当事業をご利用の際には、下記条件を満たす必要があります。

①商店街の日中のにぎわい創出に寄与する事業であること

②対象業種：物販またはサービス業（一部除く）

※飲食店は日中営業を基本とし、20時以内の営業であれば可とします。

③事業主体である弊社の、まちづくりに対する理念に賛同できる方。

※補助交付については、審査会に合格した場合、交付となります。

＜補助対象外となる例＞

- ・店舗利用に条件を課している（例：英会話教室）
- ・店舗利用に予約が必要（例：理美容業）
- ・主な営業時間が夜間である（例：居酒屋）

